平成２８年（フ）第１５３７号
埼玉県志木市中宗岡５丁目23番５号
債務者　金子　明美
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８４号
埼玉県川口市大字榛松432番地の２
債務者　福原美佐男
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４９号
埼玉県三郷市早稲田７丁目２番地２号棟505号
債務者　平井　淳司
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
埼玉県越谷市蒲生東町13番29号　メゾンエトワールⅠ301
債務者　加瀬　信平
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７２号
埼玉県越谷市東越谷１丁目13番地13　セレッソヒルⅥ103、旧住所埼玉県越谷市東越谷１丁目13番地２　コーポ中村101
債務者　齊藤　　笑
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０９号
埼玉県越谷市東越谷１―19―４　エステートコラソン東越谷Ｂ棟201、住民票上の住所埼玉県越谷市東越谷７丁目60番地７
債務者　村山　浩史
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
愛知県春日井市知多町２丁目94番地
債務者　長源一こと　黄　　日
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６０号
奈良県桜井市朝倉台東１丁目538番地の65
債務者　大石　艶子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市繁多川５丁目６番８号　石田シティー502
債務者　喜名貴美子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３４７号
沖縄県那覇市繁多川４丁目16番30―202号　丸金アパート
債務者　平良美佐子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５２号
沖縄県豊見城市字上田56番地２　グレートキャッスル202号
債務者　多和田　靖
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１６号
島根県雲南市大東町大東661番地、前住所島根県雲南市大東町下阿用81番地16
債務者　土屋さおり
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５６号
佐賀市駅前中央２丁目６番10号　ＶＥＧＡ佐賀駅前803号
債務者　西山　一明
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
岩手県北上市村崎野19地割231番地１　コーポファミール北上Ａ棟101号、旧住所岩手県北上市二子町秋子沢69番地109
債務者　台野　泰斗
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１０２号
岩手県花巻市桜町３丁目68番地１　市営緑ケ丘アパートＣ棟103号、旧住所岩手県花巻市不動町２丁目３番地８
債務者　佐々木はるな（旧姓宮山）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１０３号
岩手県花巻市桜町１丁目652番地　サンライズさくらまち204号、旧住所岩手県花巻市西大通り１丁目10番45号　花巻ステーションアベニューＦ10
債務者　小原　大輔
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部